

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いなべ市長 日沖 靖

市町村名 (市町村コード)	いなべ市 (24214)	
地域名 (地域内農業集落名)	藤原町立田地区 (古田、篠立、篠立開拓)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月1日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域は三重県の最北端に位置し、西側は鈴鹿山系に接し、東側は鈴養湖へと続く山林に接する南北に長い地域である。地域内の農地のほとんどは圃場整備済であるが、平成の初期の事業であるため取水口等施設の老朽化が課題となっている。古田地区及び篠立地区の北部は概ね平坦で2反～程度の区画が多いが、篠立地区南部の尾崎地区は急傾斜圃場であり、今後の維持管理が課題である。また周辺を山林に囲まれているため獣害が深刻であり、農作物に深刻な被害が出ている状況である。農地の集積については集落ごとにほぼ集積が完了している。水路清掃や除草作業等は、多面的機能支払交付金等を活用し実施している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻(主食用・飼料用)を主体に一部麦を作付けする作付体系及び集落単位でのブロックローテーションを継続し、水田の収益力の向上に努める。現状、ほ場については獣害対策用の侵入防止柵で囲んであるが、今後の柵の保全管理や除草、取水ポンプの電気代等も含め維持管理協力金の徴収を検討する。老朽化した取水口施設等を活用し改修を検討する。また、耕作が継続困難な農用地(篠立田之谷)については当面は多面的活動組織による保全管理とする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	50.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	50.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現在の担い手への農地の一層の集積・集約化を進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積、圃場の団地化率の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
法に基づき農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在のところ基盤整備事業に取組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
目標地図の担い手への集積、集約を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地区全域で獣害被害が拡大しており、侵入防止柵等で順次対応している。
 ⑦耕作条件が不利な圃場については省力管理とし、優良な圃場にマンパワーを集中させる。